




**運輸安全委員会は、令和6年3月28日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました**

- ・  貨物船 XIN HAI ZHOU 2 乗揚 (沖縄県竹富町竹富島北西方沖 令和5年1月24日発生)
- ・ 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (21件) [ 123KB]
- ・ 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (58件) [ 214KB]

上記事故のうち、東京(委員会事務局)と神戸事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

**① 貨物船A(8,461トン)乗揚**

貨物船Aは、沖縄県竹富島北西方沖において、強風注意報及び波浪警報が発表され、風速約17m/sの北風が吹き、北方から波高約2mの波を左舷に受ける状況下、時間調整の目的で漂泊していたところ、風波を受けて南方に圧流され、浅礁に約3Mに接近したので、主機を始動して北進しようと航行中、十分な推進力及び舵効が得られずに圧流され続け、竹富島北西方沖の浅礁に乗り揚げ、後に船体が中央部で分断した

**② 漁船A(4.9トン)転覆**

漁船Aは、夜間、愛媛県高島南方沖において、強風注意報及び波浪注意報が発表され、風速約10m/sの北西風が吹き、北西方から波高約2.5mの波を左舷部に受ける状況下、約7.5knの速力で、北東進中、海水が打ち込むとともに左舷部から流入する状態のまま航行を続けていた際、後部甲板上に積載していた網が甲板の排水口を塞ぎ、海水が船内に滞留して転覆し、船長が死亡した

## 海難防止への インフォメーション

### ① 貨物船A(8,461トン)乗揚

(貨物船Aは、竹富島北西方沖において、風波を受けて圧流され、浅礁に乗り揚げ、船体が中央部で分断した)

#### 【事故概要】

貨物船A(8,461トン、19人乗組、パーム椰子殻9,240t積載)は、竹富島北西方沖において、強風注意報及び波浪警報が発表され、風速約17m/sの北風が吹き、北方から波高約2mの波を左舷に受ける状況下、時間調整の目的で漂泊していたところ、風波を受けて南方に圧流され、浅礁に約3Mに接近したので、主機を始動して北進しようと航行中、十分な推進力及び舵効が得られずに圧流され続け、竹富島北西方沖の浅礁に乗り揚げ、後に船体が中央部で分断した

#### 《原因・背景等》

- ◎ 船長が、主機を使用可能な最大の出力とせず、半速力前進の回転数で使用を続け、主機の出力がMCR(連続最大出力)の約40%であったことにより、十分な推進力及び舵効が得られなかった
- 船長は、「周囲を島と浅礁に囲まれた狭い海域では主機を全速力前進まで増速してはならないので、半速力前進での使用を続けた」と口述したが、外力に勝る十分な推進力及び舵効が得られず、船体制御ができない状態で浅礁への接近を続けている状況下、使用可能な最大の出力をもって対処しなかった理由として合理的とは言えず、船長の口述から船長が主機を全速力前進以上の回転数としなかった意図を明らかにすることができなかった

#### 《再発防止策》

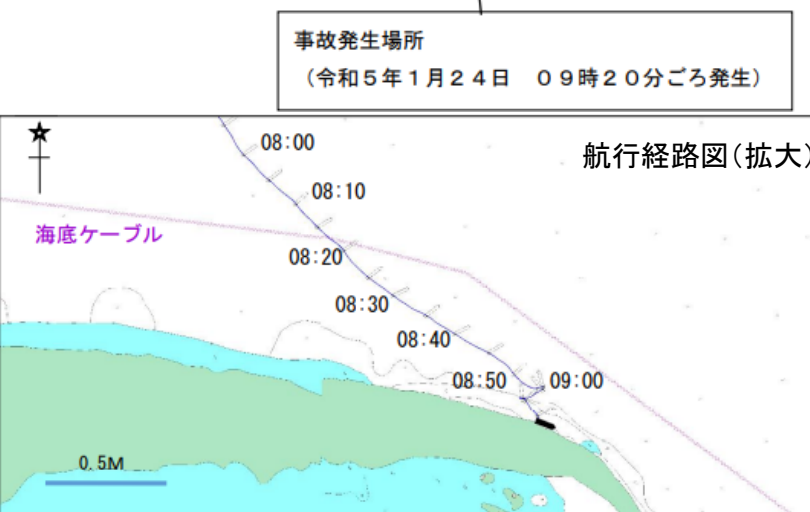
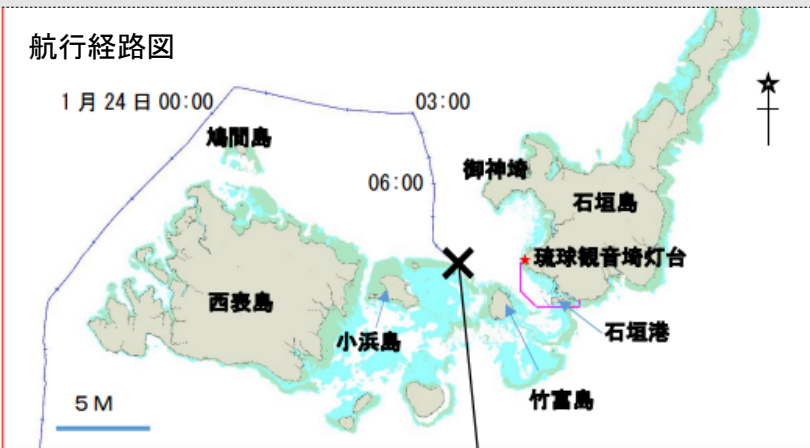
- (1) 船長は、漂泊する場合、予測される気象海象及び地理的条件に適した、風下に浅礁等がない漂泊場所を選定すること
- (2) 船長は、複数の気象情報から総合的に判断して天気予察を行い、気象海象の悪化が予測される場合、より安全な避泊地が港内にある場合は、早期の入港が可能となるよう船舶代理店等と調整を図り、適切な避泊地が得られない場合には陸岸から離れた安全な海域へ避難し、主機を使用して船首を風上に向け、ちちゅうするなどの方法も考慮すること

【発生日時】 令和5年1月24日09時20分ごろ

【発生場所】 沖縄県竹富町竹富島北西方沖

【死傷者】 なし

【損傷等】 本船: 船体が3番船倉部で分断(全損)/その他: 乗揚により船底下のさんごの一部が損傷  
積載貨物(パーム椰子殻)全量が海中に流出



海難防止への  
インフォメーション

## ② 漁船A(4.9トン)転覆

(漁船Aは、夜間、愛媛県高島南方沖において、強風注意報及び波浪注意報が発表された状況下、北東進中、海水が船内に滞留して転覆し、船長が死亡した)

### 【事故概要】

漁船A(4.9トン、3人乗組)は、夜間、高島南方沖において、強風注意報及び波浪注意報が発表され、風速約10m/sの北西風が吹き、北西方から波高約2.5mの波を左舷に受ける状況下、約7.5knの速力で北東進中、海水が打ち込むとともに左舷から流入する状態のまま航行を続け、後部甲板上に積載していた網が甲板の排水口を塞ぎ、海水が船内に滞留し右舷側に傾斜して転覆した

【発生日時】 令和4年11月13日18時20分ごろ  
 【発生場所】 愛媛県西予市高島南方沖  
 【死傷者】 死亡1人(船長)、軽傷1人(甲板員B)  
 【損傷等】 甲板機械及び機関に濡損(全損)

### 《原因・背景等》

◎船長は、以前に、海がしけ模様の状況下、他の漁場まで無難に航行することができたことから、本事故時に奥地湾内の漁場まで航行しようとした可能性があると考えられるが、船長が本事故で死亡しており、航行を続けた経緯を明らかにすることはできなかった

### 《再発防止策》

- (1) 小型漁船の船長は、堪航性、気象及び海象等を十分に考慮し、航行の可否を判断すること
- (2) 小型漁船の船長は、網を甲板上に積載する際、流入した海水が適切に排水されるよう、甲板の排水口を開放状態にして網を積載すること



クレーンのジブ

本船



\* 本調査報告書は、R6.3.28に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい